

答申書

平成 30 年 3 月 8 日
神奈川県いじめ防止対策調査会

目 次

■ 第1章	はじめに	1
■ 第2章	会議の開催経過	2
第1	県教委から本会への諮問事項	2
第2	本会の開催経過	2
■ 第3章	提言	3
第1	いじめに関する学校と専門機関との連携のあり方について	3
(1)	県立学校における専門機関との連携の現状について	3
(2)	専門機関との連携によるいじめの防止や早期発見、 早期の解消について	4
(3)	専門機関との連携を効果的に推進するために必要なことについて	6
第2	いじめに関するより実践的な教職員研修のあり方について	7
(1)	いじめに関する教職員研修の現状について	7
(2)	いじめに関するより実践的な教職員研修について	8
第3	まとめ	10
■ 第4章	おわりに	11
■ 別紙1	神奈川県いじめ防止対策調査会 第2期委員名簿	
■ 別紙2	いじめに関する研修ツール	

第1章 はじめに

神奈川県いじめ防止対策調査会（以下「本会」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の施行を受け、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策に関する重要事項について調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議するために、平成26年4月に法第14条第3項の規定に基づき神奈川県教育委員会（以下「県教委」という。）の附属機関として設置された会議である。

本会の委員は、学識経験者、弁護士、精神科医、臨床心理士、PTA代表者の学識委員5名と、県立高等学校長、県立特別支援学校長、市教育委員会代表、町村教育委員会代表の計9名で構成され、平成28年7月に開催された第1回会議から、平成30年3月に開催された第6回会議まで、県教委から諮問された事項について、各委員がそれぞれの立場・知見から広く協議してきた。

今般、任期2年の第2期委員による検討結果を、本会の答申として提出するものであるが、学校や教育委員会がいじめに関する取組をより実効的に行うための一助となれば幸いである。

第2章 会議の開催経過

第1 県教委から本会への諮問事項

平成28年6月30日付で、次の件について諮問された。

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策に係る県教育委員会の取組について（その2）

第2 本会の開催経過

本会は、県教委からの諮問を受け、平成28年7月に開催された第1回会議から平成30年3月に開催された第6回会議まで、計6回の会議で検討を重ねてきた。

なお、各会議においては、それぞれサブテーマを設定し、その内容について議論することとした。

会議の開催日及び設定したテーマは、次のとおりである。

第1回会議 平成28年7月11日（月）

開催場所：波止場会館 3階中会議室

サブテーマ：「いじめに関する学校と専門機関との連携のあり方について」

第2回会議 平成28年12月16日（月）

開催場所：神奈川県自治会館 305～307会議室

サブテーマ：「いじめに関する学校と専門機関との連携のあり方について」

第3回会議 平成29年3月22日（水）

開催場所：波止場会館 1階多目的ホール

サブテーマ：「いじめに関する学校と専門機関との連携のあり方について」

第4回会議 平成29年7月13日（木）

開催場所：神奈川県教育委員会 委員会会議室

サブテーマ：「いじめに関するより実践的な教職員研修のあり方について」

第5回会議 平成29年12月19日（火）

開催場所：神奈川県自治会館 305～307会議室

サブテーマ：「いじめに関するより実践的な教職員研修のあり方について」

第6回会議 平成30年3月8日（木）

開催場所：神奈川県自治会館 301～304会議室

答申について協議、採決

第3章 提言

第1 いじめに関する学校と専門機関との連携のあり方について

いじめの背景には複合的な問題があることが多く、その構造や状況に応じた支援を実施するためには、教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等がチームで支援に当たり、必要に応じて、外部の専門家や専門機関と連携して対応する必要がある。

本会では、いじめられた側、いじめた側、双方の児童・生徒について、どのような専門家あるいは専門機関と、どのように連携することで、いじめの防止や早期発見、早期の解消につなげることができるのかという視点から協議を重ねてきた。

(1) 県立学校における専門機関との連携の現状について

県教委が実施した「平成 29 年度いじめ問題に係る点検・調査」の結果によると、「学校いじめ防止基本方針による常設組織に、複数の教職員や、心理・福祉の専門家、警察官経験者等の外部構成員が参加するように努め、適時適切に構成員の見直しを行っているか。」という項目に対し、42.5%の学校が「十分取り組んでいる。」と、55.8%の学校が「概ね取り組んでいるが検討・改善の余地がある。」と、1.7%の学校が「十分な取組とはいえ改善の余地がある。」と回答している。

平成29年度

〈いじめ問題に係る点検票〉

全体結果集計（県立高等学校143校 162課程 市立高等学校 15校 22課程 中等教育学校 2校 県立特別支援学校 28校 市立特別支援学校 19校）						
点検項目（取組み状況については、A・B・Cで回答）	A	構成比	B	構成比	C	構成比
A : 十分取り組んでいる。						
B : 概ね取り組んでいるが検討・改善の余地がある。						
C : 十分な取組とはいえ改善の余地がある。						

点検項目

学校いじめ基本方針	点検項目	A	構成比	B	構成比	C	構成比
1	学校いじめ防止基本方針による常設組織がいじめの対応や平常時のいじめ防止・早期発見の中核となり、いじめを適切に解決する相談窓口として児童・生徒から認識されているか。	131	56.22%	101	43.35%	1	0.43%
2	学校いじめ防止基本方針による常設組織に、複数の教職員や、心理・福祉の専門家、警察官経験者等の外部構成員が参加するように努め、適時適切に構成員の見直しを行っているか。	99	42.49%	130	55.79%	4	1.72%
3	学校いじめ防止基本方針に、いじめの未然防止、早期発見のための多様な取組が年間を通して計画的に記載され、常設組織は、年間計画に基づく点検を実施し、定期的な検討・見直しを進めているか。	155	66.52%	78	33.48%	0	0.0%

（「平成 29 年度いじめ問題に係る点検・調査」神奈川県教育委員会）

取組状況を把握することも大切だが、各学校がどのように取り組んでいて、どういうところが足りないと考えているのか、どうして取組が進んでいないのかということを検証し、改善していくことが重要である。

また、「十分に取り組んでいる」と捉えるか「改善の余地がある」と捉えるかは、各学校のいじめの問題への取組に対する意識の違いによる差もあると考えられる。必ずしも「十分に取り組んでいる」という回答が多ければ良いということではなく、むしろ「改善の余地がある」と捉えている学校のほうが、改善しようとする意識があるともいえる。

(2) 専門機関との連携によるいじめの防止や早期発見、早期の解消について

いじめに関する学校と専門機関との連携のあり方については、いじめの防止、早期発見、早期の解消それぞれの観点から検討することができる。

いじめが発生してからの早期の対応における連携も大切だが、子どもたちが傷つくことを防ぐためにも、そこに至る前に専門機関と連携して、いじめを未然に防止することが重要といえる。いじめを未然に防止するためには、子どもたちが傷つくような状況に学校が早期に気付くことが大切である。例えば、同じ事象を見たときに、いつも見ている教職員は何も感じなくても、外部の専門家から見るとおかしいと感じるなど、新しい視点を入れることでそれが可能となる。

学校が専門機関と日常的に連携していくことで、いじめを未然に防止しつつ、発生後の対応も有効に行うことができる。例えば、いじめが深刻化する前に解消を図るため、専門機関と連携して対応していくことなども考えられる。

外部の専門機関ではないが、連携が有効な専門家として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが挙げられる。小さいいじめだと思っても、いじめられた側といじめた側の双方に、できる限り早い段階から、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが第三者の視点で聴き取りを行うことで、いじめの早期の解消が図られると考えられる。

スクールカウンセラーがカウンセリングを行う場合、限られた勤務日の中で、カウンセリングが成り立つ人間関係を構築することは難しいため、子どもたちが相談できる機会を増やすことが望まれる。

また、いじめの問題と虐待や貧困の問題は関連している場合があるので、スクールソーシャルワーカーの活用方法を教職員、児童・生徒、保護者に周知することなどで、さらに連携していくことができると考えられる。

いじめの未然防止においても、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携することが有効である。例えば、スクールカウンセラーが、いじめを未然に防止する風土を子どもたちが自ら作るためのワークショップを行うことなども効果的である。また、スクールソーシャルワーカーが、学級経営アセスメントの分析結果を一緒に読み解き、学級担任だけでは気付かない子どもたちの様子の変化や気になる生徒のことなどを学級担任に伝えることで、

学級担任がそこに気付くことができるなどの効果もある。

また、退職した警察官等がスクールサポーターとして学校における問題行動等への対応、巡回活動、相談活動、安全確保に関する助言等を行う制度があるが、スクールサポーターに学校と警察との間の日常的なパイプ役となってもらうことで、いじめの未然防止や早期の解消の面でも効果があるといえる。

他にも、NPOや地域の方々、PTAとの連携も考えられる。

例えば、いじめなどに関する学校外の相談窓口を周知する際、行政機関だけでなく、相談窓口を設置しているNPO等も周知することで、子どもたちは相談しやすい窓口をより見つけやすくなる。

地域の方々との連携については、開かれた学校づくりを推進することで学校の風通しを良くして、学校風土を改善していくことも、いじめの未然防止や早期発見に効果的である。県立学校ではコミュニティ・スクールの導入が推進されているが、地域の中にいる信頼できる大人が学校の運営に関わるということ制度化していくことは、いじめの問題への対応としても重要な取組の一つだといえる。

また、子どもたちに一番長く寄り添えるのは保護者であることから、学校と保護者が連携していることが非常に大切なので、PTAの関わりも重要といえる。例えば、保護者から学校に対して意見等があるときに、PTAに橋渡し役となってもらうことも、円滑な連携のために効果的だと考えられる。

いじめの問題への対応は、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校全体で組織的に対応することが求められる。法第22条の規定に基づき、学校にいじめ対策組織を設置して、組織的対応や専門家の参画を図っているが、県教委において、各学校に設置されているいじめ対策組織が有効に機能しているか点検することも必要である。また、有効に機能している事例、負担なく活用できている事例などを各学校に周知することも効果的だと考えられる。学校において組織的な対応を徹底するためには、教職員が自由に意見を言えるような環境を整備することも大切である。その上で、様々な人たちから様々な意見をもらい、多角的な視点を取り入れることが大切であり、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや外部の専門機関と平素から連携するなど、様々な意見を受け入れる学校の体制を構築することが必要である。

また、いじめの防止や発見から解消までの過程で専門機関と連携してどのように関わってもらうかは、学校が主体的に決めていく必要がある。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや外部の専門機関と連携していじめの問題への対応に当たるときには、学校が主体的にいじめと向き合う姿勢が大切である。

(3) 専門機関との連携を効果的に推進するために必要なことについて

学校と専門機関との連携においては、その距離感がとても重要である。近すぎず離れすぎず、生徒や保護者に寄り添った中立の立場に外部の専門家がいてくれることが大切である。

学校は、その主体性を維持しながら専門機関と連携することが求められる。その中心となるべき教職員が追い詰められてしまっている状況では、いじめの防止や早期発見、早期の解消は図られにくいことから、教職員の負担を軽減するために学校と専門機関との連携を推進するという視点も求められる。また、専門機関との連携を効果的に進める前提として、まずは教職員がしっかりと子どもたちとコミュニケーションを取ることが大切である。そのために、教職員が子どもたちと向き合う時間を確保することも必要である。身近な存在である教職員と親密なコミュニケーションが取れて、そこに外部からの視点という形で専門機関との連携が取れるようになれば、子どもたちにとって一番良い環境になるのではないかと思われる。

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど教職員以外の専門家が学校に配置され、日々の生活の中で思いついたときに相談ができるような、SOSを出しやすい場があるということは、いじめの早期発見のためにも大切なことである。より効果的な連携を推進するためには、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの機動性を高め、学校と緊密に情報共有できていることが重要であり、県教委においては、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置を拡充していくことも検討すべきである。

また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーは、学校の中で起きている事案について調整したり分析したりすることが役割であるため、学校のことを理解しているスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを育成していくことが求められることから、具体的な事例を示して一緒に検討するような研修を行うことも効果的だと考えられる。さらに、学校が専門機関と平素から連携して多角的な視点を取り入れるため、学校とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや外部の専門機関が意見交換できるような連絡会議などを定期的に行うことも検討する必要がある。

専門機関との連携を推進していくためには、実際に連携している自治体等の事例を研究することも大切である。また、学校が専門機関と連携したことはいじめの防止や早期発見、早期の解消が効果的に図られた具体的な事例などを県教委が整理して、各学校に専門機関の活用方法として周知したり、体系的な連携やいじめの解消への道筋が立てられるような指針を示したりすることで、さらに専門機関との連携が推進されると思われる。例えば、スクールロイヤー制度について、実際に導入している自治体の事例を参考に、弁護士会と連携して仕組みを検討するなど、実践できるような形で制度を構築することが大切である。

第2 いじめに関するより実践的な教職員研修のあり方について

いじめの定義については、教職員の理解が一定程度進んできたものと思われるが、法第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）への対処等を的確に行うためには、学校現場における、より実践的な研修が必要である。

このような現状に鑑み、法律、心理、医療等、幅広い視野に立ち、教職員へのより実践的な研修の取組について、協議を重ねてきた。

(1) いじめに関する教職員研修の現状について

県教委が実施した「平成29年度いじめ問題に係る点検・調査」の結果によると、「いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについての理解を深めるなど、いじめの問題の内容を伴った校内研修を計画的・組織的に実施しているか。」という項目に対し、95.3%の学校が「十分取り組んでいる。」又は「概ね取り組んでいるが検討・改善の余地がある。」と回答しており、その形態については、43.6%の学校が講義形式で実施していると回答している。また、研修の担当講師については、49.8%の学校で教員が行っていると回答している。

平成29年度

〈いじめ問題に係る点検票〉

全体結果集計（県立高等学校143校 162課程 市立高等学校 15校 22課程 中等教育学校 2校 県立特別支援学校 28校 市立特別支援学校 19校）						
点検項目（取組み状況については、A・B・Cで回答） A：十分取り組んでいる。 B：概ね取り組んでいるが検討・改善の余地がある。 C：十分な取組みとは言えず改善の余地がある。	A	構成比	B	構成比	C	構成比

点検項目

指導・支援体制	点検項目	A	構成比	B	構成比	C	構成比
4	いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについての理解を深めるなど、いじめの問題の内容を伴った校内研修を計画的・組織的に実施しているか。	92	39.48%	130	55.79%	11	4.72%

いじめ問題に関する校内職員研修は、どのような形態で実施していますか。（複数回答可）

学校種別	講義	グループワーク	併用	その他	実施なし
県立学校 市立高等学校 市立特別支援学校 (207校 233課程)	106 課程 [43.6%]	9 課程 [3.7%]	50 課程 [20.6%]	33 課程 [13.6%]	45 課程 [18.5%]

いじめ問題に関する校内職員研修の担当講師は、主にどのような方が担当していますか。（複数回答可）

学校種別	教員	外部の専門機関	スクールカウンセラー	その他	実施なし
県立学校 市立高等学校 市立特別支援学校 (207校 233課程)	138 課程 [49.8%]	49 課程 [17.7%]	36 課程 [13.0%]	9 課程 [3.2%]	45 課程 [16.2%]

（「平成29年度いじめ問題に係る点検・調査」神奈川県教育委員会）

さらに、県立学校長会議生徒指導研究会が実施したアンケート調査の結果では、「いじめ対策の取組としてシミュレーション訓練を行っているか。」という項目に対し、8校の学校が「有」と、99校の学校が「無」と回答している。

多くの学校で講義形式の研修が行われているが、より現実の対応に活かすためには、一方的に講義を聞くという研修形式では限界があり、実際に体を動かしたり、想像したりすることも必要であると考えられる。

いじめへの対応においては、組織的な対応を図ることが求められるが、いじめを認知したときに、学校がいじめ対策組織を有効に機能させ、組織的な対応を迅速に図るためには、誰がどのように動いて、どのように対応するかなどを、何度もシミュレーションすることが重要であると考えられる。特に重大事態については、全ての教職員が実際に対応したことがあるわけではなく、初動対応はどのようにすればよいか、どこに連絡をすればよいか、保護者対応はどのようにすればよいかなど、日頃からシミュレーションを行い検証していくことで、組織的な対応が図られ、いじめへの対処に限らず、いじめの未然防止にも繋がると思われる。

ただし、どのような形式で研修を行おうと、研修の結果が活かされなければ意味がないので、研修形式についてのみでなく、研修内容についても検証すべきであるといえる。例えば、講義形式では参加者が受動的であるために研修の結果が活かされないということであれば、研修形式に課題があるといえるかもしれないが、研修内容が学校現場の需要と合致していないという別の側面もあり得るかと思われる。

(2) いじめに関するより実践的な教職員研修について

まず、研修内容については、具体的な事例について取り扱うということが有効だと考えられる。例えば、いじめの定義について研修するとき、何故こういう定義になっているのかというところを飛ばして、定義はこうなっているとだけ言われても、なかなか浸透しないと思われるため、具体的にこういうことがあったから、こういう事例を踏まえてこうなっているというように、具体的な事例を取り扱うことで、より効果的な研修になると思われる。

また、取り扱う事例についても、実際に学校現場で困っていることに応える内容や、いま教職員が何を求めているかということをお県教委が把握し、こういう状態だからこういう研修が必要であるということをおコンサルテーションしていくことも必要だと思われる。

さらに、いじめを未然に防止するという観点からいえば、子どもたちの間で起こる小さなトラブルがいじめの芽になり得ることがあり、この芽を察知する感性がないといじめを見逃してしまう恐れがあるため、日常生活の中で教職員がこれはいじめに発展するというような見通しを持ち、どういうことがいじめの未然防止に繋がるのかということをお、実際にトレーニングするよ

うな研修も有効だと考えられる。

次に、研修形式については、それぞれに良さがある、講義形式が良い場合やシミュレーション形式が良い場合などがあり、各学校の実情等に応じて適宜選択できるようにすることが有効だと考えられる。それぞれの学校で様々な課題を持っている中で、全て同じ形式で行うことが良いとは限らないので、選択肢を広く用意することが効果的だと思われる。

その中でも、組織的対応を徹底するための研修としては、学校の中で教職員がどのように動くかというシミュレーションを何度も行うような、いわゆるいじめ防止訓練のような研修が有効だと考えられる。シミュレーションを行い、教職員が自分の立場に置き換えて考えるということが大切であると思われる。

例えば、各学校において教職員研修を行う際の選択肢の一つとして、シミュレーションを行うための研修ツールのようなものを県教委が作成し、各学校に配布することも有効だと考えられる。

研修ツールの作成にあたっては、各学校の状況に応じて研修形式が選択できること、いじめに対する考え方などについて自己点検ができるようなものであること、児童・生徒を想定していじめの認知から解消にいたる一連の学校の対応を具体的な事例から学ぶことができるようなものであること、校内研修を毎年行えるよう研修で取り扱う事例は定期的に改訂することなどに配慮することが望まれる。なお、別紙2において、研修ツールの一例を示すので、参考にされたい。

また、シミュレーション研修を行うときには、一人の講師が全てをフォローすることは難しく、議論が散漫になりがちのため、ファシリテーターを配置してディスカッションをリードしていくことが必要である。

教職員研修をより実効的なものにするためには、既存の会議の枠組みを利用することも有効だと思われる。例えば、年に数回実施する校内研修とは別に、職員会議等の時間を少し利用して、ミニカンファレンスのようなものをタイムリーに行っていくことも有効だと考えられる。

第3 まとめ

これまで述べてきたことを総括して、県教委に要望したい事項をまとめると、主なものは次のとおりである。

- 子どもたちがSOSを出しやすい環境を整備し、いじめを早期に発見するため、教職員以外の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を拡充し、学校と緊密に情報共有できる体制を整えること
- 学校と外部の専門機関との連携を推進するため、学校に対して、効果的に連携できた具体例などを周知すること
- 学校における実践的な教職員研修を推進するため、教職員の現状やニーズを把握し、研修内容を検討すること
- 学校において組織的対応を徹底するためのシミュレーション研修を推進するため、学校で活用できる研修ツールを作成・配布すること

第4章 おわりに

いじめの防止や早期発見、早期の解消のためには、学校は主体性を維持しつつ、多角的な視点を取り入れるために専門機関と連携していくことが重要である。平素から学校と専門機関が連携し、外部の専門家が見守り役となることで、子どもたちに関わる大人が多くなり、より多くの支援の手を子どもたちに向けることができる。

また、専門機関との連携をより実践に繋げるためには、事例の共有や活用方法の周知が重要である。各学校において取り組むだけでなく、その成果を検証し、次に繋げていくことが大切である。

いじめへの対応においては、学校いじめ防止基本方針に基づいて、教職員がいじめを抱え込むことなく、速やかに情報を共有し、組織的な対応を図ることを徹底することが求められる。組織的対応を図ることで、様々な立場の人が対等に話し合い、自由に意見を言い合うことにより、広い視野が得られるとともに、対応する教職員を支えることもできる。そのために、まずは情報共有が円滑に図られ、集められた情報を整理してカンファレンスを行い、どういう着地点を目指していくのか、それぞれの教職員の役割に応じたシミュレーション研修を行うことが重要である。

また、学校現場で教職員が困っていることや求めていることを教育委員会が把握し、研修内容に反映させていくことが大切である。

学校や教育委員会においては、引き続き、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のため、より実効性のある対策に取り組んでほしい。

神奈川県いじめ防止対策調査会（第 2 期）委員

委員定数 9 名 任期 2 年

会長	選出区分	氏 名	任 期	備 考
会長	学識経験者	柳生 和男	平成 28 年 4 月 26 日 ～平成 30 年 4 月 25 日	文教大学教授
副会長	学識経験者 (団体)	上田 順一	平成 28 年 4 月 26 日 ～平成 30 年 4 月 25 日	臨床心理士
	学識経験者 (団体)	大滝 紀宏	平成 28 年 4 月 26 日 ～平成 30 年 4 月 25 日	精神科医
	学識経験者 (団体)	小池 拓也	平成 29 年 4 月 1 日 ～平成 30 年 4 月 25 日	弁護士
	学識経験者 (団体)	松本 一彦	平成 28 年 4 月 26 日 ～平成 30 年 4 月 25 日	神奈川県立高等学校 P T A 連合会前会長
	行政機関 (団体)	瀬高 真一郎	平成 28 年 4 月 26 日 ～平成 30 年 4 月 25 日	神奈川県立平塚湘風高 等学校長
	行政機関 (団体)	村上 結	平成 28 年 4 月 26 日 ～平成 30 年 4 月 25 日	神奈川県立平塚盲学校長
	行政機関 (団体)	板橋 康史	平成 28 年 4 月 26 日 ～平成 30 年 4 月 25 日	愛川町教育委員会指導室指導主 事兼社会教育主事兼主幹
	行政機関 (団体)	佐藤 直樹	平成 28 年 4 月 26 日 ～平成 30 年 4 月 25 日	秦野市教育委員会参事兼教育指 導課長兼教育研究所長

※任期途中で交代した委員

	学識経験者 (団体)	飛田 桂	平成 28 年 4 月 26 日 ～平成 29 年 3 月 31 日	弁護士
--	---------------	------	---------------------------------------	-----

いじめに関する研修ツール

■「いじめに関する研修ツール」について■

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為です。

いじめはどの生徒にも、どの学校でも、起こりうる問題として捉え、学校、家庭、地域が連携して、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組まなければなりません。

この「いじめに関する研修ツール」は、教職員一人ひとりが、いじめの定義やいじめの初期対応を正しく理解し、一人の教職員が抱え込むことなく、学校が一丸となって組織的に対応できる力を育てることを目的に作成しました。

最初に、参加者一人一人に、いじめという問題に対する認識や取組み姿勢、日頃の取組みについて、改めて自己点検を行っていただいた後、小グループでの話し合い、全体での話し合いを行う中で、参加者全員が共通の認識に至ることができるように工夫されています。

教職員が実際の「いじめ」問題に対応する場面を想定し、ケースに応じてどのように組織的に対応するのかというシミュレーションを実施する際に、この「いじめに関する研修ツール」をご活用ください。

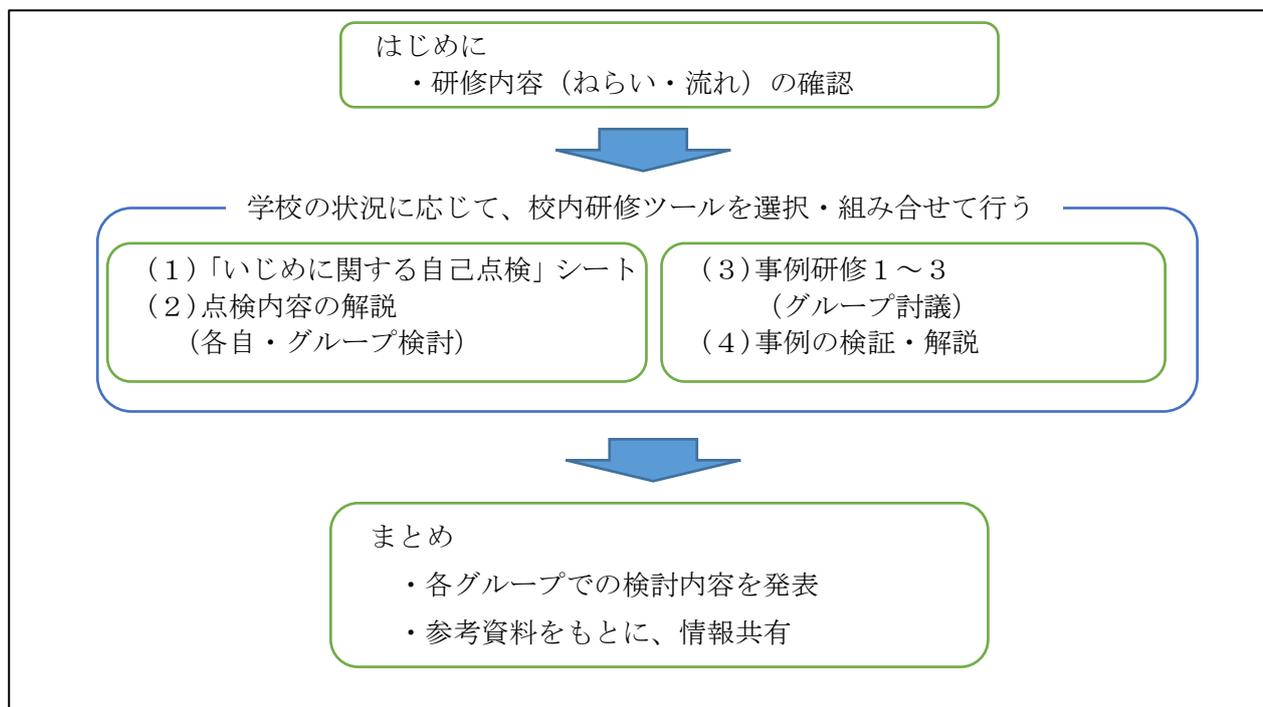
■研修会を始める前に準備すること■

この研修会に限った話ではありませんが、事前に次のことを行うと、より効果的な研修となります。

1. 年間計画に研修会を入れておく。
2. 研修目的を、管理職（代表者）と研修担当者で明らかにしておく。
3. 研修会の日程等（講師、時間等）を早めに参加者に周知しておく。

1. 研修方法のフローチャート

このページでは、各学校で集団的な研修を企画・実施する際の標準的な流れと取組み内容をチャートで示しました。確保できる研修時間や参加人数、会場の形態や外部講師の有無など、学校の状況に応じて、研修内容を組み立てるときの参考にしてください。



2. 研修ツール

(1) いじめに関する自己点検シート

目的

この「自己点検シート」は、いじめに対するあなたの考え方や感じ方、取組み方がどのような状態にあるのかを、あなた自身に振り返っていただくためのものです。個人の評定・評価を目的として行うためのものではありません。

実施方法

- ・ 回答欄には、「はい・いいえ」の2つしかありませんので、最近の自分の考え方や感じ方、取組み方に近い方を選んで答えてください。どちらの答えが正しいのかと考えるのではなく、あくまでも最近の自分の考え方や感じ方、取組み方に近い方を選んでください。
- ・ 校内研修等の中で一斉に実施し、引き続きグループで話し合いをする素材として用いることを想定して作られています。自分の回答も踏まえ、普段から感じている疑問等を率直に出し合う機会にしてください。
- ・ 最後に、「点検内容の解説」をお読みいただきます。今(最近)のあなたが、忘れかけていたり、見過ごしがちだったりしているのは、どのような点なのか、それらをどのように補っていけばよいのか等についてのヒントが書かれています。

いじめに関する自己点検シート

ア. 自己点検の実施

			分類
1	いじめを行った子どもに対する厳しい指導や、いじめられた子どもの人権を最優先する姿勢には、少し神経質過ぎないかと疑問を感じている	はい・いいえ	b
2	いじめとは、一方的かつ継続的に行われ、深刻な被害を受けているものだと思う	はい・いいえ	a
3	いじめを見過ごさないよう、子どもの様子や会話にはふだんから注意を払っている	はい・いいえ	c
4	「これがいじめである」といった明確な定義や「いじめにはこう対応すべき」というマニュアルがないので、積極的に取組むことにためらいを感じている	はい・いいえ	b
5	いじめたり、いじめられたりする子どもは、大体決まっていると思う	はい・いいえ	a
6	いじめを見過ごさないよう、様々な場面（学校なら授業中、家庭なら団らん中など）でしっかり子どもを見ている	はい・いいえ	c
7	いじめはデリケートな問題なので、生徒指導（生活指導や児童指導等を含む）担当の教員や養護教諭、スクールカウンセラーなどの専門的な知識を持った者に任せた方がよいと感じている	はい・いいえ	b
8	いじめられる子どもにも、原因があると思う	はい・いいえ	a
9	いじめが起きないようにという点からも、「ダメなことはダメ」という指導を行っている	はい・いいえ	c
10	いじめ対策には学校としての組織的な対応や体制づくりが必要なものであって、個々の教師や保護者に多くを期待されても困ると感じている	はい・いいえ	b
11	いじめが起きたときにきちんと指導していれば、再発することはないと思う	はい・いいえ	a
12	いじめが起きないようにという点からも、ふだんから子どもとの信頼関係を作るようにしている	はい・いいえ	c
13	自分たちで問題を解決できる子どもに育てることも大切なので、いじめについても大人があれこれ口を出そうとするのはどうかと感じている	はい・いいえ	b
14	いじめが本当に深刻なら、保護者や教師に訴えてくるものだと思う	はい・いいえ	a
15	いじめが起きないようにという点からも、ふだんからゆったりした気持ちで子どもに接するようにしている	はい・いいえ	c
16	子ども同士のトラブルに周囲の大人が過敏に反応すると、かえってエスカレートしたりするので、余り深刻な問題として騒がない方がよいのではないかと感じている	はい・いいえ	b
17	子どもというのは、いじめたり、いじめられたりしながら成長していくものだと思う	はい・いいえ	a
18	日ごろの授業を大切にしていることが、いじめの防止にも役立つと思う	はい・いいえ	c
19	いじめは大人の目が届かない所で行われる事が多く、インターネットや携帯電話を用いたいじめなどは学校外で起きているので、家庭や学校に多くを期待されても困ると感じている	はい・いいえ	b

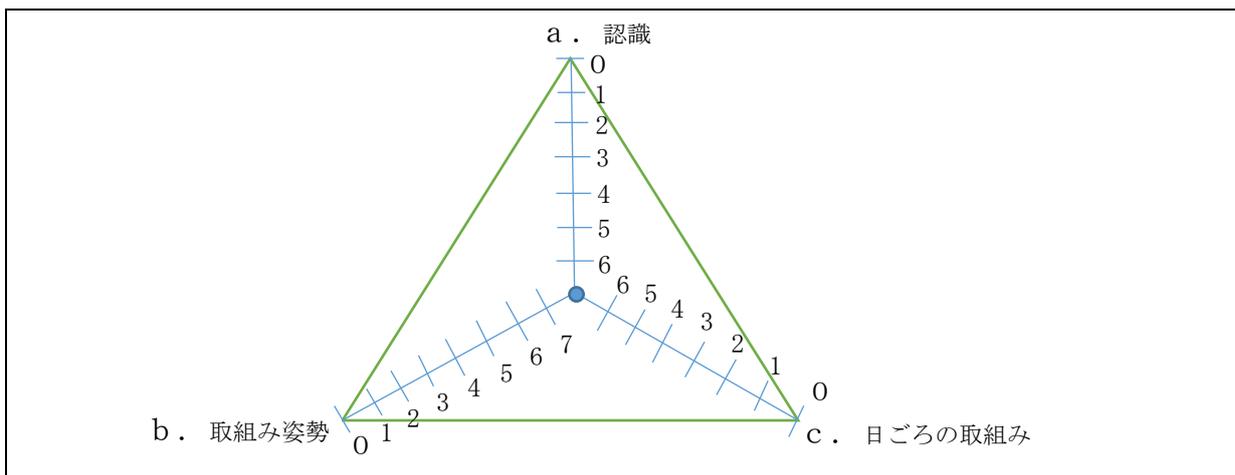
[参考] 国立教育政策研究所 生徒指導研究センター「いじめに関する校内研修ツール」より

イ. 自己点検の整理

あなたの回答結果を、a～cの分類別にチェックしてください。

分類		○の個数
a.	いじめという問題に対する認識 「はい」に○が付いている質問番号は (2・5・8・11・14・17) ⇒解説の4ページで、該当する番号の箇所をお読みください。	個
b.	いじめという問題に対する取組み姿勢 「はい」に○が付いている質問番号は (1・4・7・10・13・16・19) ⇒解説の6ページで、該当する番号の箇所をお読みください。	個
c.	いじめという問題に対する日ごろの取組み 「いいえ」に○が付いている質問番号は (3・6・9・12・15・18) ⇒解説の8ページで、該当する番号の箇所をお読みください。	個
d.	上記のa.～c. いずれも○が付かなかった ⇒解説の9ページをお読みいただき、適宜、他の場所もお読みください。	

a～cの○の数をそれぞれの軸上にプロットし、直線で結んだ三角形の大きさを他の人と比べてみてください。



ウ. 小グループでの話し合い

エ. 全体会 (情報共有)

(2) 点検内容の解説

[参考] 国立教育政策研究所 生徒指導研究センター「いじめに関する校内研修ツール」より

a. いじめという問題に対する認識

これらの質問は、いじめについて誤った理解をしていないか、いじめに対する思い込みがないか、いじめを減らしていく上で妨げになる考え方をしていないか、等について点検していただくためのものです。「はい」に○を付けた質問番号を中心に目を通していただき、いじめという問題に取り組む上でどのような認識が必要になるのかを考える際の参考にしてください。

いじめの定義

2. → いじめとは「当該児童等に対して、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法）である。

- ・以前は、文部科学省の調査において、「自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」とされてきました。しかし、平成18年度より上記とほぼ同じ定義に改められ、法制定後は上記を用いています。
- ・これは、「強い・弱い」等の印象や子どもの様子、回数にとらわれ、表面的・形式的に深刻さを判断することのないよう、いじめられた子どもの立場に立って判断できるようにと改められたものです。
- ・いじめには、相手が拒否できないことを見越して、執ように繰り返されたり、大勢で特定の個人を標的にしたりするものがあります。その一方、互いが納得しているように見えたり、互いにやり合っているように見えたり、軽いふざけにしか見えないうものもありますから、注意が必要です。

いじめの当事者

5. → いじめを行う子ども、いじめられる子どもは、決まっているわけではない。

- ・いわゆる「いじめっ子」や「いじめられっ子」のイメージも根強いのですが、実際には、思いがけない子どもが大きくかかわっている事例も少なくありません。いじめは、大人目から見て「気になる子」だけの問題ではないのです。
- ・特定の同じ子どもだけが繰り返し被害に遭ったり、反対に被害を与えたりという問題ではありませんので、一部の子どもにのみ注意を払ってあげればよい、その都度指導していけばよい、という姿勢であっては後手に回ることもなりかねません。
- ・平成8年に出された文部大臣の緊急アピールにもあるとおり、「深刻ないじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうる」という姿勢に立ってください。そして、まずは「未然防止」の取り組みを行きましょう。

8. → いじめは、どんな理由があっても「いじめは人権侵害であり、許されない」という毅然とした姿勢を示すことが重要です。

いじめの指導

11. → 一度、徹底的に指導をしたからといっても、その効果がいつまでも継続するとは限らない。

- ・いじめの指導は、学級や学年といった単位で実施されるのが一般的でしょう。その時点でいじめの当事者であった子どもには、その指導はそれなりの効果を持つでしょう。しかし、数箇月後もその効果は継続するとは限りません。ましてや、その時点でいじめの当事者ではなかった子どもには、せっかくの指導も伝わっていないかもしれません。
- ・いじめに対する指導やいじめの実態把握を定期的に行うことが望ましい理由の一つは、状況が変われば、誰もが簡単に加害者・被害者になりうる問題だからです。

相談のきっかけ

14. → 親や教師に相談できないからこそ、いじめが深刻な問題になる。

- ・いじめの被害者の多くは、被害の事実を大人や友人に相談することをためらいます。なぜなら、他人に知られたくない秘密を理由にいじめられていたり、いじめられていること自体を恥ずかしいと感じていたりするからです。
- ・また、親や教師を心配させたくない、悲しませたくない、がっかりさせたくない等の気持ちから被害を告げない場合もありますし、他人に相談したことが知れて一層ひどいいじめを受けることになるのではないかと恐れる場合もあります。
- ・その結果、いじめが収まるまで自分が耐えていけばよいと考えた挙げ句、耐え切れなくなって自殺を選ぶ子どもまでいるのです。

日ごろの指導や対応

17. → いじめたり、いじめられたりすることは、健全な成長を阻むものである。

- ・人の成長の過程で、理不尽な忍耐を強いるような行為が容認されることがあってよいでしょうか。少なくとも、いじめによって成長する等の言動によって加害者の行為を容認することは許されません。結果的に、被害経験をプラスに転じることができる場合があっても、いじめを肯定しているかのような言動は慎むべきでしょう。

b. いじめという問題に対する取組み姿勢

これらの質問は、いじめの解消に向けて積極的に取り組むことを、ためらわせたり、迷わせたりするような事柄を点検していただくためのものです。「はい」に○を付けた質問番号を中心に目を通していただき、いじめという問題に取り組む上でどのような姿勢が必要になるのかを考える際の参考にしてください。

いじめへの対応の基本認識

1. → いじめは人間として絶対に許されない、という強い認識を持つ。
- ・あからさまな暴力と比べると、教師によって評価や対応が異なることが多いのがいじめの特徴です。しかし、大人の側の認識や見解に温度差があればあるほど、いじめの加害者を勇気付けることとなります。
 - ・また、加害者のみならず、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめの行為と同様に許されないことという姿勢をしっかりと示していくことが求められます。

職員のチームワーク

4. → いじめに関しての疑問や迷いは、法に基づいて学校に設置されたいじめ対策の「組織」に投げかけ、学校全体で共有するようにする。
7. → 教育相談やカウンセリング等の専門的な知識がなくとも、できること・すべきことはある。
10. → 学校の体制づくりは大切であるが、それが実際に働くには、教職員相互の共通認識や保護者の理解、それらに裏打ちされた個々の行動が不可欠である。
- ・気になることや迷うことがあったら、自分だけで抱え込まずに、すみやかに「組織」に報告・相談しましょう。同じように迷っている同僚や保護者がいるかもしれません。認識の共有、行動の一元化につながるという点で、そうした報告や相談も、十分に積極的な行動と言えます。
 - ・また、不適切と思われる行為に対して「良くない」「好ましくない」という個人のメッセージをその場で伝えることは、専門的な知識やマニュアルがなくとも可能です。
 - ・自分に「できること」、自分が「すべきと思うこと」は、他の教職員や他の保護者にも伝え、一緒にやってもらいましょう。学校に対策のための「組織」があるからと言って指示を待つだけではなく、自分にできることをやっていく、他の保護者や他の教職員との共通の認識と目標の下に自分の役割を遂行していく、という姿勢が大切です。

適切な対応

13. → **子どもの発達段階に応じて、適切な介入を行うのは当然のことである。**

- ・子どもたち自身で適切に問題が解決できるためには、その基盤となる価値観や互いを尊重する態度等がきちんと育っているかどうかの問題になります。そうした視点に立って、年齢にふさわしい心が育っているかどうかを問い直してください。
- ・また、そうした点が十分だと思われる場合であっても、社会経験の乏しい子どもが時に誤った結論を導き出すこともあります。子どもの「自立性を育てる」ということは、単なる「放任」とは異なります。必要に応じて大人が介入していくことに対して、ためらう必要はありません。まして、それが人命にかかわることであったり、人権にかかわるようなものであったりする場合には、なおさらです。

日ごろの指導や対応

16. → 「いじり」「ふざけ」「じゃれあい」がいつのまにか「いじめ」に変質していくこともあります。子ども同士の小さなトラブルであっても、敏感過ぎるくらいの気持ちが大切である。

- ・いじめの問題に対して、「敏感になり過ぎ」ということはありません。それは「いたずらに騒ぎ立てる」ということとは別のことです。
- ・教師がいじめに対してふだんから毅然とした姿勢を示していくことは、とりわけ重要なことです。そうした姿勢を茶化す子どもがいた場合には、強くたしなめる必要があります。「物分かりがよい」振りをしたり、子どもに迎合したりすることがあってはなりません。

19. → **学校や家庭にできること、学校や家庭から始めていくべきことがある。**

- ・携帯電話やスマホ、通信機能のついたゲーム機を用いたいじめを学校が発見したり、削除したりということを、学校の力だけで行っていくことには限界があります。そうしたいじめの被害に遭った子どもや家庭にとっては、なおさらです。
- ・インターネットを媒介とするような「見えにくい」形のいじめは、これからも続いていくことでしょう。学校が被害者と一緒に教育委員会や専門家の力を借りるなどして、いじめの解消に向けて取組むことが大切です。
- ・その一方で、子どもが加害者にならないように、学校で「情報モラル教育」を行うこと、家庭で子どもの携帯電話やスマホ、ゲーム機器の使用について監督・指導することが大切です。

c. いじめという問題に対する日ごろの取組み

これらの質問は、様々な場面におけるいじめに対する取組みがなされているかどうかを点検していただくためのものです。「いいえ」に○を付けた質問番号を中心に目を通していただき、いじめという問題に対し、日ごろからどのような取組みが必要になるのかを考える際の参考にしてください。

日ごろの指導や対応

3. → 子どもの様子や会話には注意を払う。
6. → 授業中や団らん中も、しっかりと子どもの様子を見る。
9. → 「良いことは良い、悪いことは悪い」という指導を行う。
12. → 子どもとの信頼関係を作る。
15. → ゆったりした気持ちで子どもに接する。
18. → 日ごろの授業を大切にする（してもらおう）。
 - ・楽しい授業、分かる授業は一人ひとりの子どもの知的要求を満足させるだけでなく、子ども同士の関わりや他者との関わり、体験を通じての新しい発見や視野の広がりをもたらし、いじめの防止につながります。
 - ・いじめに対する取組みというと、何か特別な手法があるかのように思うかも知れませんが、しかしながら、いじめに対する「特効薬」とでも言うべき取組みは、存在しないと言ってもよいでしょう。それを補強するような手法は存在するとしても、基本となるのは地道な日々の働きかけを通して、子どもたちを健全な大人へと育て上げていく「未然防止」の取組みにはかなりません。そして、何か気になる変化があれば、速やかに報告し、学校としての「早期対応」につなげます。
 - ・そうした取組みを進める際の第一歩として、上に挙げたようなことを日ごろから心掛けていっているかどうかを、まず点検してください。その上で、不十分な点があった場合には、その取組みがいじめを減らす取組みとしても有効であることを自覚し、意識的に実行するようにしてください。
 - ・いじめに向かわないで済むような子どもに成長させること、他者を傷付けたいという欲求を子どもが抱かなくてもよいように日ごろから充実した家庭生活や学校生活を送らせることなど、子どもの心を育てていくような、社会性を育てていくような取組みが重要です。
 - ・もし、上に書かれたことをどのように実行していけばよいのか自信がない場合には、他の教職員・保護者に尋ねてみてはいかがでしょうか。同僚や保護者とともに、取組みを進めていきましょう。

d. a.～c.のいずれも○が付かなかった場合

いじめに対する認識、取組み姿勢、実際の取組み

- あなたのいじめに対する認識、取組み姿勢、実際の取組みには、特に指摘すべき問題点はないようです。
- しかし、自分では十分に取り組んでいるつもりでも、子どもにそれがうまく伝わっていないかも知れません。さらには、予想もつかないような形のいじめが起きないとも限りません。
- また、あなた自身はうまく対応できていたとしても、あなた一人で対応できる子どもには限りがあります。いじめを減らしていくためには、他の教職員・保護者にもあなたと同じような認識や姿勢を持ってもらい、同じような取組みを行ってもらう必要があります。
- 自校の「学校いじめ防止基本方針」を、「形だけのもの」で終わらせることなく、「未然防止」や「早期対応」に資するものになるよう、他の教職員・保護者にも働き掛けつつ、学校や家庭の取組みがきちんと成り立つよう、全体にも目を配りながら、御自分の取組みを進めていってください。

(3) 事例研修（グループ検討）

ア. 【事例1】

【いじめの概要】

- 生徒Aは、おとなしく口数の少ない生徒であった。クラスの中では、いつも生徒3人（生徒B、生徒C、生徒D）と一緒にいることが多く、いつもふざけあっていた。
- ある時、プロレスごっこを称して、生徒B、生徒C、生徒Dが、生徒Aに対し、一方的にプロレスの技をかけたり、上に乗ったりしているのを、担任が見かけた。気になった担任がAに声をかけると、「大丈夫です。プロレスごっこで遊んでいるだけです。」と答えが返ってきた。また、生徒Aが少し痛がっている様子があったが、生徒B、生徒C、生徒Dがすぐに生徒Aに「ごめん」と謝罪したこともあり、担任は問題解決したと思い、安心した。この件は同僚等に相談していなかった。
- 生徒Aは同様の遊び（いじめ）が続くかもしれないという恐怖心から、欠席が続いた。生徒Aの様子が気になった学級担任は家庭に連絡し、生徒Aからいじめの訴えを聞いた。
- その後、担任は生徒B、生徒C、生徒Dを呼び、聞き取りを行った。生徒Aに対し、プロレスの技をかけていたり、上に乗ったりしていたことは認めていたが、「プロレスの技をかけると、Aは嫌がっていなかった。いやだったら、断ればよかったのに」と言っていた。3名ともAに対し、いじめているという意識はなかった。
- 翌日、生徒Bの保護者から学校へ連絡が入り、「うちの子は、生徒Aとは仲良く遊んでいただけである。先日、生徒Aへの謝罪も済んでいる。なのになぜいじめを行ったと疑うのか」と訴えがあった。

A. ここまでの学校の対応について検討し、問題点を挙げてください

B. この後の学校の対応について検討してください

イ.【事例2】

【いじめの概要】

- 朝のホームルームの後、生徒Aより「クラスの生徒2人（生徒B、生徒C）が私の方を見て、こそこそと話をしたり、笑ったり、話しかけても無視される。廊下ですれ違うときに、からかわれたりする。生徒B、生徒Cの2人からいじめられているので、教室にいるのがつらい」と学級担任に訴えがあった。
- 数日後、生徒Aから再度訴えがあったので、学級担任は生徒Aから詳しく話を聞いた。
- その日の放課後、学級担任は教室で生徒B、生徒Cから話を聞いた。生徒B、生徒Cは「Aのうわさ話をしたが、無視していない、ちょっとからかっただけで、生徒Aも喜んで見えるように見え、つらい思いをしているとは思ってもいなかった。Aをいじめてはいない。」と答えた。学級担任は、学年リーダー及び管理職に状況を報告した。
- 学校はすぐに「いじめ対策会議」を開き、情報共有を行った。担任は、生徒Aの保護者に事実関係を伝えるとともに、生徒Aを見守り、しばらくの間様子を見ることを伝えた。
- 数日後、生徒Aの保護者から、「状況が変わっていない。子どもが学校でいじめられていることを担任に話したのに、学校は何もしてくれない。」と訴えがあった。

A. ここまでの学校の対応について検討し、問題点を挙げてください

B. この後の学校の対応について検討してください

ウ.【事例3】

【いじめの概要】

- 生徒Aと生徒Bは同じ部活動に所属していた。ある時、生徒BはSNS上で生徒Aを誹謗・中傷した。また、生徒Aの氏名などの個人情報も掲載した。
- その後、生徒Aへの誹謗・中傷の内容や氏名などの個人情報がSNS上で拡散した。
- SNS上の書き込みを知った生徒Aは大変ショックを受け、部活動顧問に相談したことによりいじめが発覚した。
- 部活動顧問は生徒Aの聞き取りを行った。その中で、生徒Bが書き込んだ内容も確認した。
- 部活動顧問は、すぐに生徒指導担当に報告した。
- 生徒指導担当は、管理職に相談し、緊急に「いじめ対策会議」を開き、今後の方針を検討した。

A. 「いじめ対策会議」において、今後の対応として検討する内容を挙げてください

(SNS上の不適切な書き込みへの対応)

(生徒Bへの対応)

(生徒Aへの対応)

(全校生徒への対応)

(その他)

B. SNS上のいじめについて、再発防止に向けた学校の取組みについて、何ができるか検討してください

(4) 事例の検証・解説

ア.【事例1】いじめを行った生徒・保護者からいじめを正当化しているケース

●事例のポイント

- 問題を教職員が一人で抱え込み、組織的対応ができていない
- いじめられた生徒が登校できない状態となり、早急な対応が必要

①初期対応での問題点

- 生徒Aの「大丈夫」「何でもない」などという言葉が鵜呑みにすることなく、その場の様子や言動などから見極める必要があります。(いじめられている子どもは、いじめられているという事実を認めたくない、保護者に心配させたくないという思いが働くことも踏まえ、引き続き声をかけるなどの対応が必要です。) また、時には、養護教諭やスクールカウンセラー等担任以外の教職員が話を聞くことが必要な場合があります。
- クラスの状況を担任が一人で抱え込み、対応が遅れたことで事態が深刻になる場合があります。複数の教職員で情報共有を行い、組織的に対応することが重要です。
- いじめは、単に謝罪をもって安易に解消している状態と判断とすることはできません。今回、3名の生徒が生徒Aに対し謝罪したことで、問題が解決したとはせずに、引き続き十分な観察を行い、折に触れて声をかけ、些細な変化を見逃さないようにすることが大切です。

②組織的な対応

- 学校は担任からいじめの疑いがあると報告を受けた場合は、速やかに「いじめ対策会議」を開き、情報を共有して今後の方針を検討し、できるだけ早く保護者に事実関係を伝えるとともに、学校の指導方針と今後の調査や対応について、保護者の意向を確認することが大切です。
- いじめられた生徒の欠席が続いていることから、生徒が一日でも早く登校できるよう支援体制を検討し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携を図りながら対応していくことが重要です。

③いじめを行った生徒・保護者への対応

- 3人とも、遊びの延長ととらえていますが、いじめは、いじめを受けた子どもの人権を著しく侵害し、尊厳を損なう人間として絶対に許されない行為であるということをしっかり指導し、相手がいやだと表情に表さなくても、いやな思いをしているかもしれないなど、相手の気持ちを考えさせる指導を心がけることで、生徒Aの立場や思いを理解させていくことが大切です。今後の生徒Aへの接し方についても、具体的な指導を行うことが必要です。
- 保護者へは、正確な事実関係を説明し、「ふざけ」「じゃれあい」がいつのまにか「いじめ」に変質していくこと、「いじめは絶対にゆるされない」行為であるということを毅然とした態度で示し、事の重大さを認識してもらうとともに、家庭での指導や協力を依頼することが必要です。

④いじめられた生徒・保護者への対応

- 生徒がいじめにより登校できなくなっていることを心配していると伝えただけで、生徒が安心して学校生活を送れるように、学校、保護者と協力しながら支援していく姿勢を示すことが重要です。また、身近な教職員が、生徒Aのつらい思いを親身に聞くとともに、場合によっては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携を図りながら、進めていく必要があります。
- 保護者へは、継続して連携を取りながら、子どもの変化に注意してもらい、気になることがあれば相談するように伝える必要があります。

●事例のポイント

- 学校の初期対応が遅れ、いじめを受けた生徒の保護者へ不信感を与えた
- いじめを行った生徒に「いじめ」という言葉を使わない指導

①初期対応での問題点

- 生徒Aからのいじめの訴えに対して、早急に対応することが重要です。まず、いじめを受けている生徒の話をしっかり聞き、いじめられたつらさや悔しさを十分に受け止め、いじめを受けている生徒を「絶対を守る」こと、そのためには校内の先生方と一緒に対応することを伝えることが大切です。
- 生徒からの聞き取りを行う際は、複数の教職員で対応し、情報共有することが大切です。
- 保護者に連絡した際に、生徒Aを見守り、しばらくの間、様子を見ることとしたことを伝えましたが、学校の指導方針や生徒Aへの支援方法を伝えていないことで、学校は何もしていないという不信感を与えてしまいました。

②組織的な対応

- 学校は「いじめ対策会議」を開き、情報の共有と今後の方針を検討し、できるだけ早く保護者に事実関係を伝えるとともに、学校の指導方針と今後の調査や対応について、保護者の意向を確認することが大切です。

③いじめを行った生徒・保護者への対応

- 2人とも、無視はしていない、ちょっとからかっただけ、生徒Aも喜んでいるように見え、つらい思いをしているとは考えられなかったと訴えています。相手がいやだと表情に表さなくても、いやな思いをしていることがあります。「いじめ」という言葉を使わなくても、相手の受け取り方を考える、相手の気持ちを考える等丁寧な指導を心がけることで、生徒Aの立場や思いを理解させていくことが大切です。今後の生徒Aへの接し方についても、具体的な指導を行うことも必要です。
- 保護者へは、正確な事実関係を説明し、ちょっとした「からかい」であっても、相手を傷つけてしまう可能性があることを伝え、保護者の理解を得ることが必要です。

④いじめられた生徒・保護者への対応

- 身近な教職員が、生徒Aのつらい思いを受け止めるとともに、ケース会議等を行い、組織的な対応が必要です。場合によっては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携を図りながら、登校しやすい環境等も含め、支援を進めていく必要もあります。
- 保護者へは、正確な事実関係を説明し、学校の指導方針と生徒Aへの支援方法を丁寧に説明することが大切です。
- いじめが「解消している」状態に至った場合でも、引き続き経過観察をし、再発防止に努め、全職員で情報を共有することが大切です。

ウ.【事例3】SNS上のいじめのケース

●事例のポイント

- 個人情報拡散への早急な対応
- 再発防止に向けた取組み

①組織的な対応

- 学校は「いじめ対策会議」を開き、情報を共有して今後の方針を検討し、できるだけ早く保護者に事実関係を伝えるとともに、学校の指導方針と今後の調査や対応について、保護者の意向を確認することが大切です。
- SNS上の誹謗・中傷の内容や氏名などの個人情報の書き込み状況を確認した場合は、その画面をデジタルカメラで撮影する、またはスクリーンショット等を利用して、保存しておくことが必要です。
- インターネット上のいじめは、不特定多数の者から、特定の生徒に対する誹謗・中傷が絶え間なく行われ、また、誰により書き込まれたかを特定することが困難な場合が多いことから、被害が短期間で極めて深刻になる場合があります。インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工や複製が容易にできることから、一度個人情報や画像がネット上に流出すると、回収や削除等を行うことは難しいことを踏まえ、迅速な対応を図るとともに、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要です。誹謗・中傷の書き込みや、個人情報の流出を発見した場合は、早急にサイトの「お問合せ」や「ヘルプ」を確認し、削除依頼方法を調べ、削除したい箇所を具体的に指定し、運営会社や管理者に連絡することが重要です。
- 書き込みを削除できた場合でも、他のサイトに転載されていたりする場合があるため、必要に応じてその後の書き込み状況の経過を見るようにします。

②いじめを行った生徒の対応

- SNS上等に誹謗・中傷を書き込むことは、決して許される行為でないことを指導する必要があります。ただし、最初に誹謗・中傷を書き込んだ生徒自身がいじめを受けていて、その仕返しとして行ったということも考えられることから、安易にいじめを行ったと決め付けず、「いじめ」が起こった背景や事情についても丁寧に調べるのが大切です。

③いじめられた生徒の対応

- 身近な教職員が、生徒Aのつらい思いを親身に聞くとともに、場合によっては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携を図りながら、進めていく必要もあります。

④全校生徒への対応

- インターネット上のいじめを防止するため、情報等の授業や携帯電話教室等さまざまな場面を通じて、情報モラル教育を推進します。その中で、情報を発信する際に相手の状況や気持ちを考えること、受信した情報が信頼できるものかどうか判断できる力を身に付けさせるよう努めます。

(1) いじめの定義を理解する

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は**物理的な影響**を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

※いじめの認知に関しては、「自分より弱いものに対して一方的に」「継続的」などの過去のいじめの定義によって判断したり、いじめの定義を限定的に解釈したりすることなく、いじめられた生徒の立場に立っていじめを積極的に認知する。

- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢させられたりするなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- 「行為」には、「仲間外れ」や「無視」など、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものも含まれる。
- 具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。
 - ・ 冷やかしたり、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ 金品をたかられる
 - ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・ 嫌なことや恥ずかしい、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗・中傷や嫌なことをされる

(2) いじめに対する基本認識

近年のいじめは、従来に比べ特に陰湿となっていること、一方で、遊び半分のものも多く見られることなども指摘されており、問題が顕在化しにくく、事態が深刻化しやすいとも言われています。教職員が以下の①から⑥までの認識を持ち、いじめ問題に適切に対応することが必要です。

- ① いじめは、いじめを受けた子どもの人権を著しく侵害し、尊厳を損なう人間として絶対に許されない行為である。
- ② いじめは、学校や家庭、地域における生活環境や対人関係等、様々な背景から、様々な場面で起こり得る。
- ③ いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得るものである。とりわけ嫌がらせやいじわる等「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら被害と加害を経験するものである。
- ④ いじめは、「被害者」や「加害者」だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の子どもも含めた学級や部活動等の所属集団の構造上の問題でもある。
- ⑤ いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくいものである。
- ⑥ いじめは、その行為や態様により、犯罪行為として取扱われるものもある。

(3) インターネット上のいじめの対応

① 「インターネットネット上のいじめ」の特徴

「インターネットネット上のいじめ」とは、携帯電話やパソコンを通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示版などに、特定の子どもの悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、メールを送ったりする方法により、いじめを行うものです。

「インターネットネット上のいじめ」には、次のような特徴があると指摘されています。

- ・ 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- ・ インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ・ インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ・ 保護者や教師などの身近な大人が、子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、子どもの利用している掲示板などを詳細に確認することが困難なため、「インターネット上のいじめ」の実態の把握が難しい。

このような「インターネットネット上のいじめ」についても、他のいじめと同様に決して許されるものではなく、学校においても、「インターネットネット上のいじめ」の特徴を理解した上で、「インターネットネット上のいじめ」の早期発見・早期対応に向けた取組を行っていく必要があります。

②未然防止のために

インターネット上で発信された情報の流通性、発信者の匿名性等、情報の特性を踏まえ、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、また、適切に対処することができるよう、保護者と緊密に連携・協力することが不可欠であり、双方で指導を行います。また、情報科の授業を通して、情報モラル教育の充実や携帯電話教室等を活用した広報啓発活動の推進も重要です。

③早期発見・早期対応のために

インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、速やかに削除する措置をとります。措置をとるに当たり、必要に応じて法務局や地方法務局、警察等の専門的な機関に相談・通報し、適切に援助を求めます。

※誹謗・中傷の書き込みや、個人情報の流出を発見した場合は、早急にサイトの「お問合せ」や「ヘルプ」を確認し、削除依頼方法を調べ、削除したい箇所を具体的に指定し、運営会社や管理者に連絡することが重要です。

生徒への対応

○いじめられた生徒への対応

きめ細かなケアを行い、いじめられた生徒を守り通すことが重要です。

○いじめた生徒への対応

いじめた生徒自身がいじめを受けていた事例もあることから、起こった背景や事情について、詳細に調べるなど適切な対応が必要です。

また、十分な配慮のもとで粘り強い指導が求められます。

○全校生徒への対応

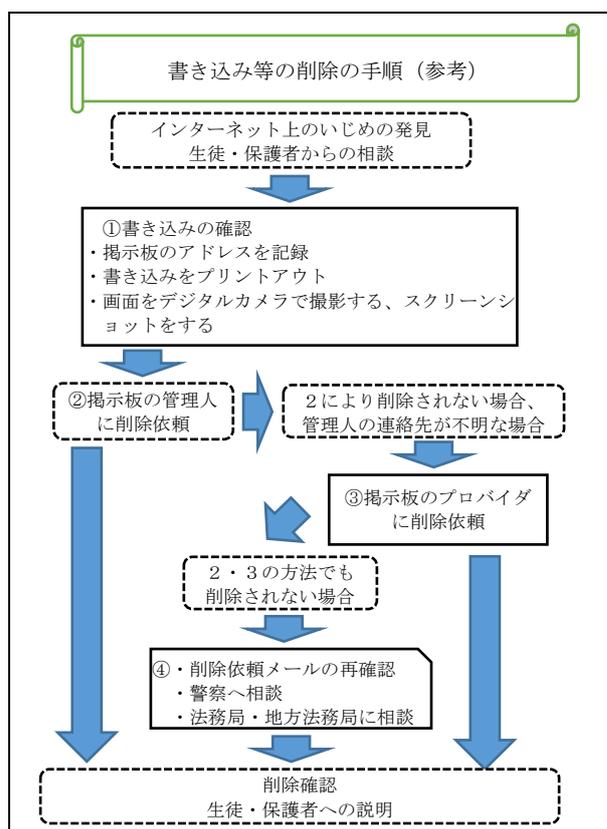
個人情報保護など十分な配慮のもとで、全校生徒への指導を行う。

保護者への対応

迅速に連絡し、家庭訪問を行うなどして、学校の指導方針を説明し、相談しながら対応する。

④事案解決後の対応

書き込みを削除できた場合でも、書き込みされた内容のキャッシュ（検索エンジンが検索結果を表示するための索引を作る際に検索にかかった各ページの内容を保存したもの）が残っているため、必要に応じてその後の書き込み状況の経過を見るようにします。



(4) いじめ早期発見シート

学校生活では、様々な場面で、子どもたちからのサインをキャッチすることが大切です。いじめられている子どもに見られる特徴的な行動パターンに照らし合わせて、教職員の気づきの参考にしてください。

いじめ早期発見シート	
1. 登校時・朝のホームルーム時	
<input type="checkbox"/> 欠席・遅刻・早退が増える。	
<input type="checkbox"/> 保健室や非常口等にいることが多い。	
<input type="checkbox"/> 元気がなく、表情が冴えない。笑顔がない。	
<input type="checkbox"/> 上履きや体操服等の持ち物がなくなることがある。	
<input type="checkbox"/> 教師と目線を合わせようとしめない（目線をさけている）。	
<input type="checkbox"/> 用事もない様子なのに、職員室のそばに来る。	
2. 授業時間	
<input type="checkbox"/> 頭痛・腹痛・吐き気等を訴え、保健室や職員室への出入りが頻繁になる。	
<input type="checkbox"/> 一人で遅れて教室へ入ってくる人が多い。	
<input type="checkbox"/> 授業開始時、机上や机の周りに学用品が散乱したり、持ち物に落書きされたりしている。	
<input type="checkbox"/> 発言すると笑いや冷やかし、はやし立てがある。または、真似をする。	
<input type="checkbox"/> ふざけ半分で委員や係りを推薦されたことがある。	
<input type="checkbox"/> 学習意欲が低くなり、低迷している。	
<input type="checkbox"/> 体育の授業での激しいプレーによる特定の生徒への接触行為が目立つ。	
<input type="checkbox"/> 不自然に机の距離が離れている。	
3. 昼食時・休み時間	
<input type="checkbox"/> 図書室や非常階段などで一人きりで食べている。	
<input type="checkbox"/> 弁当の中身が食べられている。	
<input type="checkbox"/> 飲食物を買わされる	
<input type="checkbox"/> グループの中にいるが、絡まれることが多く、笑顔がない。または、作り笑いをしている。	
<input type="checkbox"/> 不快なあだ名で呼ばれている。	
4. 下校・放課後	
<input type="checkbox"/> 荷物を持たされる	
<input type="checkbox"/> 部活動が休みがちになる	
<input type="checkbox"/> 衣服に汚れや破れがみられる	

参考文献

- いじめ問題に関する取組み事例集（H19. 2 文部科学省）
- 「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集（H20. 11 文部科学省）
- 事例から学ぶいじめ対応集（H21. 3 奈良県教育委員会）
- 事例からつかむ対応のポイント（H22. 2 茨城県）
- 一人ひとりの子どもを大切に学校をめざして[IV]総集編（H24. 4 川崎市教育委員会）
- 校内研修ツール より一層の生徒理解をめざして（H24. 10 神奈川県教育委員会）
- 学校のいじめ初期対応のポイント（H25. 3 神奈川県教育委員会）
- いじめ問題対応マニュアル（H25. 5 大分県教育委員会）
- いじめに関する研修ツール VER. 2（H27. 7 国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター）
- いじめ対応の手引（H29. 3 宮城県教育委員会）
- いじめ対応マニュアル（H29 兵庫県教育委員会）